平成３０年度　第１５回庁議要旨

日時：平成３０年１１月６日（火）
午前９時～午前１０時１０分
会場：庁議室

［審議事項］

１　石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館の指定管理者の指定について（総務部）

石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館は、平成２８年度よりまちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された「石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会」を指定管理者として指定しているが、指定期間が平成３１年３月３１日に満了となる。

効果的、効率的な施設の運営やサービスの提供を図るため、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

【雄勝館】

施 設 名	石巻市復興まちづくり情報交流館　雄勝館
所 在 地	石巻市雄勝町上雄勝二丁目３６番地
建物概要	木造平屋建（トレーラーハウス）
延床面積	１０３．１７㎡
施設機能	交流スペース、復興まちづくり展示スペース、震災復興プロセス展示スペース

【北上館】

施 設 名	石巻市復興まちづくり情報交流館　北上館
所 在 地	石巻市北上町十三浜字丸山４１番地２
建物概要	軽量鉄骨造平屋建
延床面積	１２４．４１㎡
施設機能	交流スペース、復興まちづくり展示スペース、震災復興プロセス展示スペース

【牡鹿館】

施 設 名	石巻市復興まちづくり情報交流館　牡鹿館
所 在 地	石巻市鮎川浜湊川６３番地
建物概要	軽量鉄骨造平屋建
延床面積	１２９．４２㎡
施設機能	交流スペース、復興まちづくり展示スペース、震災復興プロセス展示スペース

指定期間　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで（１年間）

指定期間については、石巻市指定管理者制度導入基本方針では３年または５年としているが、雄勝・北上・牡鹿各地区の拠点エリア整備事業の完成に合わせ、その機能を拠点エリアに移設するため、復興まちづくり情報交流館としての運営は終了となる予定である。

各地区の拠点エリアは平成３２年度当初に供用開始、工事の進捗によってはそれ以前に供用開始される予定であり、指定期間は１年間とする。

選定候補者　　石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会　代表　後藤　宗徳
事務局　一般社団法人石巻観光協会

選 定 方 法　　非公募

選 定 理 由　　石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会は、まちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された団体であり、情報交流館の管理運営に市民や専門家等の意見を反映することで質の高い情報発信・交流が可能である。平成２８年度から上記３館の指定管理者として、公共性・公益性を重視し、質の高いサービスの提供と利用の促進に努めており、復興情報の発信や施設の運営を適切に行っていることから、引き続き指定管理者として選定するもの。

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館の指定管理者の指定及び指定管理者更新に伴う債務負担行為の一般会計補正予算案について提案

平成３１年　３月　指定管理に係る基本協定の締結

４月　指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による指定管理開始

２　石巻市被災市街地復興土地区画整理事業（住居系）に係る宅地の取扱いについて（復興事業部）

石巻市震災復興基本計画に基づき、東日本大震災による甚大な被害を受けた区域内にある住居の集団的移転及び市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、新市街地及び既成市街地において土地区画整理事業を実施してきた。

既成市街地（住居系）における市有地の取扱いについて、分譲及び貸付の条件を新市街地と同様の取扱いとすることにより、住み慣れた地域での住宅再建を促し、定住促進と市有地の有効活用、さらには未再建者の再建促進を図るもの。

(1) 主な内容

既成市街地（住居系）の市有地について、下記のとおり新市街地と同様の取扱いとする。

① 貸付条件　　市内で被災し、り災証明書が半壊以上の住宅については可能とする。
（半壊以上の住宅を取り壊した場合又は取り壊すことが確実である場合）

② 契約種別　　定期借地権

③ 契約期間　　５２年間

④ 貸 付 料　　公有財産規則及び石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例による
【新市街地部：算定率 1.4％／年＋契約後 10 年間は 200 ㎡を上限に免除】

※参考　市有地を借地する場合：住宅用又は非営利用　5.5%
営利用又は一時貸付　6.5%

半島沿岸部の防災集団移転先宅地は、算定率 1.4％／年＋契約後 30 年間は全額免除

⑤ 区 画 数

団地名	区画数	総面積（合計）
下釜第一	25	4, 981. 13 ㎡
新門脇	25	9, 812. 15 ㎡
湊東	29	7, 965. 73 ㎡
湊北	28	3, 915. 65 ㎡
合計	107	26, 674. 66 ㎡

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会へ石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）
既成市街地における住宅用地に関する取扱方針や関係する要綱・要領の制定

平成３１年　１月　既成市街地（住居系）募集開始

３　（仮称）石巻市牡鹿地域拠点エリアの設置について（牡鹿総合支所・産業部）

鮎川地区は、捕鯨の町として、また離島である金華山、網地島を結ぶ玄関口として、おしかホエールランドを始めとする観光・商業施設が集積する観光拠点であり、また牡鹿地域の歴史、文化、産業の中心として機能してきた。

しかし、東日本大震災により、おしかホエールランドや周辺の観光商店街、航路事業所などが被災し、牡鹿地域における観光・商業及び離島航路の拠点としての機能が失われた状況となっている。

そのため、牡鹿地域の中心地である鮎川浜に、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、地域拠点エリア整備計画を策定し事業を進めてきた。

鮎川地区は、まちづくり再生の拠点として位置づけられる地域であることから、おしかホエールランドや情報交流館の機能を併せ持った観光物産交流施設などを牡鹿地域拠点エリアとして整備し、環境省が整備する（仮称）牡鹿半島ビジターセンターと連携しながら、牡鹿地域の水産・観光の振興、観光客と市民との交流の促進及び地域の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

ア　名　称　　（仮称）石巻市牡鹿地域拠点エリア

イ　所在地　　石巻市鮎川浜南地内

② 主な施設の構成及び業務内容

構　成	施設構造	延床面積	業務内容
おしかホエールランド	鉄骨造、平屋建て	１，１２７㎡	鯨に関する資料の収集、展示及び歴史・文化の継承
観光物産交流施設	鉄骨造、平屋建て	１，２８６㎡	地域特産品等の展示・販売、地域情報の発信及び交流促進

③ 運営方法

施設の運営管理に関しては、指定管理者制度を導入する。

④ 施設利用料金

ア　おしかホエールランド入館料

区　分	大　人	大学・高校生	小・中学生
個人	４００円	３００円	２００円
団体（２０人以上）	３６０円	２７０円	１８０円

イ　観光物産交流施設テナント料　月当たり２，２１０円／㎡

※東日本大震災により被災した市内事業者のテナント料金は、５年間の減免措置を講じる。

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会へ石巻市牡鹿地域拠点エリア条例について提案（平成３１年９月施行）

平成３１年　１月　指定管理者の候補者選定

２月　平成３０年市議会第１回定例会に指定管理者の指定、指定管理料に係る債務負担行為及び施設管理費に係る予算について提案

５月　指定管理者との基本協定締結

８月　観光物産交流施設建設工事完了

９月　指定管理者と年度協定締結（観光物産交流施設のみ）
観光物産交流施設開業

平成３２年　３月　おしかホエールランド建設工事完了

４月　指定管理者と年度協定締結
おしかホエールランド開業

４　石巻市斎場の指定管理者の指定について（生活環境部）

石巻斎場、雄勝斎場、牡鹿斎場については、平成２６年度より指定管理者制度を導入しているが、平成３１年3月３１日をもって指定期間が終了することから、引き続き指定管理により管理運営するため、公募にて指定管理者を募集した。

石巻市斎場指定管理者選定委員会において指定管理者候補を選定したことから、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

【石巻斎場】

所　在　地　　石巻市南境字大衡山４３番地
建 物 概 要　　鉄筋コンクリート２階建（延床面積：１，９５１．１８㎡）
敷 地 面 積　　４，８２０．２７㎡
火 葬 炉 数　　5炉（１日最大火葬件数：９件）
供 用 開 始　　平成２年４月１日

【雄勝斎場】

所　在　地　　石巻市雄勝町雄勝字寺７９番地１
建 物 概 要　　鉄筋コンクリート平屋建（延床面積：２００．９３㎡）
敷 地 面 積　　１，７１４．７９㎡
火 葬 炉 数　　１炉（１日最大火葬件数：２件）
供 用 開 始　　昭和５２年１２月１９日

【牡鹿斎場】

所　在　地　　石巻市鮎川浜寺前２番地５

建 物 概 要　　鉄筋コンクリート平屋建（延床面積：２５３．４９㎡）

敷 地 面 積　　２，６０５．５７㎡

火 葬 炉 数　　１炉（１日最大火葬件数：２件）

供 用 開 始　　昭和５７年３月１日

指 定 期 間　　平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで（５年間）

選定候補者　　石巻市斎場管理グループ

代表構成団体：株式会社清月記　構成団体：同和興業株式会社

選 定 方 法　　７名による石巻市斎場指定管理者選定委員会を設置し、申請書類を基に申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、採点方式により指定管理者候補を選定した。なお、申請者については、配点合計の２分１以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

⑵ 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会へ石巻市斎場の指定管理者の指定及び指定管理者更新に伴う債務負担行為の一般会計補正予算案について提案

平成３１年　３月　指定管理に係る基本協定の締結

４月　指定管理に係る年度協定の締結

５　石巻市企業誘致推進計画の策定について（産業部）

石巻市震災復興基本計画の発展期において、復興事業の加速化と地方創生への取り組みが不可欠となっており、応急仮設住宅の移転・集約化が進む石巻トゥモロービジネスタウン、新たに整備が進められている上釜・下釜地区産業ゾーン及び湊西地区産業ゾーン等への企業誘致や産業集積を進めていくことが求められていることから、新たな産業集積、産業創出を通じた雇用創出や定住人口の増加など、本市の産業振興及び活性化を図ることが重要課題となっている。

企業誘致の方針を定め、企業誘致を積極的に進めることにより、産業の振興と雇用の創出を図るもの。

⑴ 主な内容

① 基本理念

ア　優位性を生かした企業誘致

イ　特性を生かした企業誘致

ウ　首都圏、東海地方及び東北地方からの企業誘致

② 基本方針及び推進施策

ア　積極的な情報の収集

（ア）企業訪問

（イ）立地意向調査（アンケート）の継続実施

（ウ）関係機関等との連携

（エ）庁内連携の強化

イ　効果的な情報の発信

（ア）企業訪問

（イ）立地意向調査（アンケート）の活用

（ウ）ホームページの拡充

（エ）工業団地インフォ（日刊工業新聞ＨＰ）他の産業用地情報サイトの活用

（オ）各種展示会、セミナー出展

ウ　企業誘致のためのインセンティブ強化

（ア）事業継続対策助成制度（ＢＣＰ対応）の新設

（イ）土地賃貸の場合の投下固定資産要件の緩和

（ウ）上水道料金助成金の拡充

（エ）多様な進出形態への対応

エ　企業誘致のフォローアップ

（ア）企業訪問

（イ）人材確保に対するフォロー

（ウ）地元企業との連携や取引に向けた情報提供

オ　地元企業の支援

（ア）誘致企業とのマッチング

（イ）事業拡大への支援

カ　重点的に誘致活動を進める業種の設定

（ア）製紙・木材・ＣＮＦ関連産業

（イ）部品製造関連産業（電子デバイス、自動車等）

（ウ）食品関連産業

（エ）産業サービス関連産業（倉庫、物流拠点、工作機卸売、営業所等）

③ 計画の期間

平成３０年度から平成３２年度まで（３年間）

④ 目標

ア　誘致企業件数　１２件

イ　新規雇用創出人数　１９５人

(2) 今後の予定

平成３０年１１月	石巻市企業誘致推進計画の策定
１１月～	企業立地意向調査アンケート発送及び調査結果に基づいた企業訪問 企業誘致アドバイザーとの意見交換会の開催（石巻、東京会場）
平成３１年　２月	平成３１年市議会第１回定例会へ石巻市企業立地等促進条例の一部改正について提案（平成３１年４月１日施行）

６　石巻市サン・ファン・バウティスタパークの指定管理者の指定について（産業部）

石巻市サン・ファン・バウティスタパークの管理運営については、平成１８年度から指定管理者制度を導入しており、県施設である「宮城県慶長使節船ミュージアム」の指定管理者と同一の管理者である（公財）慶長遣欧使節船協会を指定管理者としている。

石巻市サン・ファン・バウティスタパーク及び宮城県慶長使節船ミュージアムは、ともに平成

３１年３月で指定管理期間満了となり、宮城県が管理しているミュージアムについては、慶長使節船についての調査研究に係る知見を有していることや数々の展示物を保有していることから、同協会を指定管理者とする議案が平成３０年１１月定例会に提案される予定である。

本市としても、県施設との一体管理によるこれまでの運営実績を勘案し、同協会を石巻市サン・ファン・バウティスタパークの指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

① 施　設　名　　石巻市サン・ファン・バウティスタパーク

② 所　在　地　　石巻市渡波字大森３０番地１

③ 施 設 概 要　　平成８年８月１０日開園
鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地下１階、地上２階建て
パーク（公園）面積：１６，１２５．８３㎡
立体駐車場延床面積：　７，３５２．５４㎡
駐車可能台数：３０６台（身障者用５台を含む）

④ 指 定 期 間　　平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日まで（３年間）
宮城県では、ミュージアムの指定期間について、復元船の展示が終了する平成３２年度以降のミュージアムの在り方を現在検討中であり、方向性によっては指定管理業務内容や指定管理料に大幅な変更があることから指定管理期間を３年間としており、石巻市サン・ファン・バウティスタパークにおいても、宮城県に準じて３年間とするもの。

⑤ 選定候補者　　（公財）慶長遣欧使節船協会

⑥ 選 定 方 法　　非公募

⑦ 選 定 理 由　　石巻市サン･ファン･バウティスタパークの管理運営については、経費や市サービスの面において、指定管理者による管理運営が効果的であり、これまでミュージアムと連携して効率的なパークの管理運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うものである。また、石巻市サン･ファン･バウティスタパークの事業運営は、ミュージアムと一体的に運営することで、施設の魅力向上、集客につながるものと考えられることから、ミュージアムと同様に(公財)慶長遣欧使節船協会を公募によらない指定管理者の候補者として選定する。

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会へ石巻市サン･ファン･バウティスタパークに係る指定管理者の指定及び指定管理者更新に伴う債務負担行為の一般会計補正予算案について提案

平成３１年　１月　指定管理者の指定について通知

３月　指定管理に係る基本協定の締結

４月　指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始

7　石巻市北上地区カントリーエレベーターの指定管理者の指定について（産業部）

石巻市北上地区カントリーエレベーターの管理運営については、平成２６年度から指定管理者制度を導入し、「いしのまき農業協同組合」を指定管理者としている。

当該施設は、平成３１年３月で指定期間満了となるが、これまでの運営実績を勘案し、引き続き同組合を当該施設の指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

① 施　設　名	石巻市北上地区カントリーエレベーター
② 所　在　地	石巻市北上町橋浦字大須３０４番地
③ 建 物 概 要	鉄骨造２階建　敷地面積：８，９８９．９６㎡ 建築面積：１，３２０．８㎡、建築延床面積：１，６６６．４１㎡
④ 施 設 能 力	処理能力：３，０００ｔ、対象面積：５００ｈａ
⑤ 指 定 期 間	平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで（５年間）
⑥ 選定候補者	いしのまき農業協同組合
⑦ 選 定 方 法	非公募
⑧ 選 定 理 由	本施設の設置目的である、農業の省力化及び生産の合理化を促進により、効率的かつ安定的な農業経営の確立を達成するためには、施設が円滑に稼働することが求められるので、指定管理者候補者については、市内にカントリーエレベーターを４基所有しており、本市内で生産された米の一体的な管理が水田農業の推進には重要であることから、公募によらず、同様の施設運営の経験を有し、かつ利用者である農家との良好な関係を維持することが期待できる「いしのまき農業協同組合」を選定するもの。

(2) 今後の予定

平成３０年１２月	市議会第４回定例会へ石巻市北上地区カントリーエレベーターに係る指定管理者の指定について提案
平成３１年　３月	指定管理に係る基本協定の締結、利用料金の承認
４月	指定管理者による管理運営開始

［報告事項］

1　（仮称）石巻市牡鹿地域拠点エリア整備事業地内の字の区域の変更について（牡鹿総合支所）

（仮称）石巻市牡鹿地域拠点エリア整備事業によって造成された土地について、事業区域内の一部が複数の字で構成されており、現状は、字の一部が飛地の状態となっている。

また、市議会第４回定例会に提案を予定している「石巻市牡鹿地域拠点エリア条例」において、位置を「石巻市鮎川浜南地内」と規定しており、区域の整合性を取る必要がある。

牡鹿地域拠点エリア整備事業区域に係る字の区域の一部を変更し、同拠点エリア内を一つの字に統一することで、市有財産の適正な管理を図るもの。

(1) 主な内容

牡鹿地域拠点エリア整備事業によって造成された土地について、複数の字の区域を一つの字の区域に編入するもの。

なお、字の区域を変更するのみとする。

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
鮎川浜南	鮎川浜丁	１番１
		３９番

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会へ字の区域の変更について提案
　　　　　　　　　字の区域の変更告示

２　証明書自動交付機のサービス終了について（生活環境部）

証明書自動交付機については、平成８年４月からサービスを開始している。

現在の証明書自動交付機は、東日本大震災により被災し、平成２４年３月に災害復旧費により購入した機器を設置しているが、機器本体が老朽化している状態にある。また、メーカーでの部品生産終了により故障した場合の修繕が困難であり、継続使用も見込めない状況にあるため、保守契約満了となる平成３１年１月３１日にサービスを終了する。

平成３０年７月から証明書等コンビニ交付サービスを開始したことにより、取得できる証明書の種類及び時間帯が拡大したことから、証明書自動交付機を廃止するもの。

(1) 主な内容

平成３１年１月３１日をもって証明書自動交付機によるサービスを終了するもの。

(2) 今後の予定

平成３０年１２月　市議会第４回定例会に石巻市手数料条例及び石巻市印鑑条例の一部改正について提案（平成３１年２月１日施行）
　　　　　　　　　石巻市印鑑条例施行規則の一部改正（平成３１年２月１日施行）
　　　　　　　　　石巻市民カードに関する規則及び石巻市証明書自動交付機設置規則の廃止（平成３１年２月１日廃止）
平成３１年　１月　証明書自動交付機サービス終了
　　　　　　２月　証明書自動交付機撤去

［その他］

・サン・ファン・バウティスタ復元船進水２５周年記念シンポジウムについて（産業部）

以　上